

議案第8号

富津市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

富津市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行されることに伴い、教育長の勤務時間、休日、休暇及び職務に専念する義務の特例に関する規定を整備するため、条例を制定するものである。

富津市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、富津市教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日及び休暇)

第2条 教育長の勤務時間、休日及び休暇については、富津市教育委員会の定めるところにより、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富津市条例第13号）の適用を受ける職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、富津市教育委員会の定めるところにより、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和46年富津市条例第17号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に任命された教育長について適用する。